

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

札幌市長

## 公表日

令和8年3月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>札幌市では、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号、以下「支援法」という。)に基づき、子ども・子育て支援に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)別表の127項により個人番号を利用することができるのは、支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、第68条に関する事務と定められている。</p> <p>また、札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号、以下「条例」という。)別表1の21の項により、子どものための教育・保育給付の支給、地域子ども・子育て支援事業の実施又は保育料の徴収に関する事務であって規則で定めるものにおいて個人番号を利用することができるとしている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 支援法に基づく教育・保育給付の資格に関する事務</li><li>2 支援法に基づく教育・保育給付の支給に関する事務</li><li>3 支援法に基づく施設等利用給付の資格に関する事務</li><li>4 支援法に基づく施設等利用給付の支給に関する事務</li><li>5 札幌市個人番号利用条例に基づく保育料の徴収に関する事務</li></ol>
③システムの名称	子ども・子育て支援新制度システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援新制度教育・保育給付認定等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の127の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条、番号法第9条第2項及び条例第4条第1項 別表第一の21の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表155の項

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 保育推進課
②所属長の役職名	保育推進課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
—	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	郵便番号060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階 子ども未来局子育て支援部保育推進課
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<input type="checkbox"/> 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <input type="checkbox"/> 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <input type="checkbox"/> 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[ ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、保育入所に係る事務では、上記のほか、保育台帳の管理作業において特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査			
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査	[ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ <input type="radio"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月27日	I > 1 > ②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)別表第一の94の項により個人番号を利用することができるのは、支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日総務省令第5号、以下「主務省令」という。)第68条で定められている。	札幌市では、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号、以下「支援法」という。)に基づき、子ども・子育て支援に関する事務を行っている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)別表の127項により個人番号を利用することができるのは、支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、第68条に関する事務と定められている。	事後	重要な変更ではない (法改正に伴う文言修正)
令和8年3月27日	I > 3	番号法第9条第1項 別表第一の94の項、主務省令第68条、条例第4条第1項 別表第一の21の項	番号法第9条第1項 別表の127の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条、番号法第9条第2項及び条例第4条第1項 別表第一の21の項	事後	重要な変更ではない (法改正に伴う文言修正)
令和8年3月27日	I > 4 > ②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項)なお、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要のうち、③④は情報提供ネットワークシステムによる情報連携は実施しない。	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表155の項	事後	重要な変更ではない (法改正に伴う文言修正)
令和8年3月27日	I > 5 > ①	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 施設運営課	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 保育推進課	事後	重要な変更ではない (所管部署の変更)
令和8年3月27日	I > 5 > ②	施設運営課長	保育推進課長	事後	重要な変更ではない (所管部署の変更)
令和8年3月27日	I > 8	郵便番号060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階子ども未来局子育て支援部施設運営課	郵便番号060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階 子ども未来局子育て支援部保育推進課	事後	重要な変更ではない (所管部署の変更)
令和8年3月27日	II > 1	平成28年3月31日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	重要な変更ではない (計数の時点変更)
令和8年3月27日	IV > 2	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更) <input type="checkbox"/>
令和8年3月27日	IV > 3 > 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更) <input type="checkbox"/>
令和8年3月27日	IV > 3 > 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更) <input type="checkbox"/>
令和8年3月27日	IV > 4	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更) <input type="checkbox"/>
令和8年3月27日	IV > 5	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更) <input type="checkbox"/>
令和8年3月27日	IV > 7	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更) <input type="checkbox"/>
令和8年3月27日	IV > 8	—	十分である  <根拠の判断> マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、保育入所に係る事務では、上記のほか、保育台帳の管理作業において特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更) <input type="checkbox"/>
令和8年3月27日	IV > 10	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更ではない (通知・指針等に伴う変更) <input type="checkbox"/>